

第 19 回評議員会議事録

令和6年6月26日

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

公益財団法人 中国残留孤児援護基金
第 19 回評議員会議事録

1. 招集年月日 令和 5 年 11 月 22 日（水）
2. 開催場所 「田中田村町ビル 貸会議室 5 階 5 D 室」
東京都港区新橋 2-12-15
3. 開催日時 令和 6 年 6 月 26 日（水） 午後 3 時 45 分
4. 評議員現在数 6 名
5. 出席者
（出席評議員：4 名）河合弘之、高根和子、高尾佳巳、松本省藏
（出席役員：4 名）代表理事 炭谷 茂、常務理事 新津浩平、
監事 蒲生七郎、監事 森居秀彰
（欠席評議員：2 名）中川桂子、永嶋昌樹
6. 議 案
決議事項
第 1 号議案「令和 5 年度事業報告及び決算書（令和 5 年 4 月 1 日～令和
6 年 3 月 31 日）」の件
※公益財団法人としての第 13 事業年度
報告事項等
7. 開会、定足数確認、挨拶、議長・議事録署名人
事務局から評議員総数 6 名中、出席者は 4 名で開催要件の定足数たる過
半数を充足していることを確認。
はじめに、炭谷代表理事（以下「理事長」という）が開会の挨拶を行っ
た後、定款第 23 条に基づき松本評議員が議長に選任され、定款 28 条に基
づき、議長、河合弘之評議員及び高根和子評議員が議事録署名人となるこ
とが確認された。
8. 議事の経過及び結果
第 1 号議案「令和 5 年度事業報告及び決算書（令和 5 年 4 月 1 日～令和
6 年 3 月 31 日）」の件

事務局から、本議案について次の説明があった。

- ① この事業報告及び決算書（以下「報告書」という）は、内閣府に対して報告すべきもので、公益財団法人移行後の第 13 事業年度の報告書であり、事業期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日迄となること。
- ②
 1. 令和 5 年度は、5 月に新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症になり、コロナ禍の影響もほとんどなくなった。国内事業はほぼコロナ禍前と同様に実施できたが、訪中して行う事業の実施には至らなかった。国の委託事業である集団一時帰国事業も再開されたが、実施回数は 1 回だけで参加者も 3 世帯 6 名に留まった。集団一時帰国に併せて中国政府担当官 2 名の受け入れも行った。
 2. 中国帰国者支援・交流センターでは、令和 4 年度に比べて通学者の延べ人数は 700 人程度、実人数は 90 人程度増加したが、コロナ禍を境にセンターまでの通学が困難になった者も一定数おり、コロナ禍以前の水準に戻ってはいない。また、中国残留邦人 1 世帯 1 名が令和 5 年 11 月に永住帰国し、本年 5 月 8 日に無事退所している。
 - 帰国者の高齢化に加え、コロナ禍の 3 年余りで体力を落とし外出できなくなった者も少なくないことから、今後ますます高齢化する帰国者にどう対応していくかを検討していくことになると思われる。
 3. 令和 3 年度から内規を作成して援護基金が保有する債券（外貨建仕組債）の時価評価を行うようになったが、国際金融情勢の大きな影響を受けて、運用していた外貨建債券の為替レートが購入時に比べて下がったため、予測した仕組債評価損が満期償還で確定し、基本財産が前年度比約 8 千 5 百万円の減少となった。
 - なお、令和 4 年 6 月 7 日開催の第 39 回理事会において説明したとおり、援護基金の基本財産運用の考え方は経済効率を考慮しつつ、リスクを取りながらも運用益の増収を目指すこととしていることを改めて報告する。
 4. 援護基金の収入の柱である運用収益は歴史的な円安により多少持ち直したが、長期化しているロシアとウクライナの問題も終わりが見えず、今後いかに安定した収入を確保するかが課題となっている。
 - 令和 5 年度の経常収益は、運用収益、寄附金の増加に加え、昨年度減額された集団一時帰国事業の委託費が通常規模に戻ったこともあり、約 2 億 1 千 575 万円（うち国からの受託費約 1 億 6 千 278 万円、基本財産運用益等約 3 千 505 万円、寄附金約 1 千 257 万円、出版事業収入約 173 万円、就学資金貸倒引当金戻入約 363 万円）となった。経常費用は約 2 億 1 千 158 万円で、最終的な事業活動収支差額は約 417 万円のプラスとなっている。
- ③ 「公 1」の 3 事業、「公 2」の 12 事業についての令和 5 年度の実施状

況を説明した。

- ④ 令和5年度決算書（財務諸表等）の主なポイントを説明した。

貸借対照表の基本財産は、前年度比約8千5百万円の減少となり、資産合計は約5千万円、負債合計は約7百万円、正味財産は同様に約4千2百万円それぞれ減少となった。

続いて森居監事から令和5年度の会計状況、理事の業務執行状況について適正に行われている旨の報告がなされた。

第1号議案につき、主に次の質疑応答があった。

（高尾評議員）援護基金創設40周年記念誌をいただき、その中に掲載されている「介護関連活動状況調査の結果（概要）令和3（2021）年度」のアンケート調査で再確認したのは、訪問系事業はカスタマーハラメントにおける対応の注意が必要ではないかという点でした。

以前から援護基金が支援している介護資格取得者は終末期医療などの訪問看護の現場で通訳として活躍できるという話をしてきました。危険を回避するため複数での訪問もあります。

アンケートでは利用者の帰国者が「介護士とお手伝いさんとの区別が付かない」ことにより生じるカスタマーハラメントめいた記述がありました。中国では介護サービスは富裕層が受けるようです。

自治体が出している介護保険の中国語訳の制度案内がありますが、中国語で「訪問介護」と「訪問看護」の区別がなく、同じ中国語訳をされる場所もあり、これが誤解を招いている原因ではないかという懸念もあります。

援護基金の介護用語集では日本語の漢字を中国語の簡体字におきかえた表記で、非常に参考になりました。

（事務局）高尾評議員からの貴重な提言で大変興味深く受け止めました。今後の事業の参考にしていきたいと思います。

以上、審議の結果、第1号議案について議長が諮ったところ、原案どおりとすることで出席評議員全員一致で可決された。

全ての議案審議が終了後、事務局より報告事項として、第44回理事会で決定した「東海・北陸中国帰国者支援・交流センター運営事業に応募すること」について報告し、その経緯を説明した。

報告事項につき、主に次の質疑応答があった。

(河合評議員) ここは帰国者によく利用されているのですか。
(事務局) はい。日本語教室や交流事業など頻繁に行われており、主に愛知県の名古屋市に定着されている帰国者が多く通所されているようです。
(河合評議員) それでは、この応募は大変いいのではないですか。センターがなくなると帰国者ががっかりされますよね。
(事務局) はい。なくなってしまうと支援地域の方が大変がっかりしてしまいます。支援地域は愛知近隣と北陸などもありますので。
(議長) センターの人事が大変キーポイントになりますね。
(河合評議員) 東京から愛知のセンターを管理するのですか。
(事務局) はい。結構大変です。
(議長) 誰を核にするのか。キーパーソンですよ。
(事務局) 所長と企画主任の二人は新たに配置が必要で、その他の職員は従来通り継続で考えています。場所は現在の棋院会館を継続利用で考えていますが、重要なのは所長と企画主任人事の問題です。
(議長) 受託する以上、きちんと援護基金で円滑にまわせる体制をつくらなければならないので、そこはよろしくお願いします。

以上をもって第 19 回評議員会の議案の審議等が終了したので、議長は閉会を宣し解散した。(閉会時間：午後 4 時 53 分)

以上、この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人において次に記名押印する。

令和 6 年 7 月 22 日

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

議長 松本省藏

議事録署名人 河合弘之

議事録署名人 高根和子